

法人の銀行口座開設について

平成29年11月
内閣官房
日本経済再生総合事務局

法人口座開設手続きの現状

個人の場合

①スマートフォンアプリから申込み

※身分証明書を撮影・提出

②金融機関による審査

③開設（1週間程度）

※郵送によりキャッシュカード等が届く

法人の場合

i)銀行の例 1

①WEBによる申込み

②金融機関による外形審査

※顧客申込内容確認のため、
登記情報提供サービス閲覧

③来店面談

※登記事項証明書等の
必要書類を持参

④開設（2週間程度）

ii)銀行の例 2

①郵送による申込み

※登記事項証明書等の
必要書類を郵送

②金融機関による審査

③開設（2週間程度）

※郵送によりキャッシュカード等が届く

諸外国の例



シンガポール/DBS銀行の場合

DBS銀行に個人口座を持つシングルディレクター法人の場合、
署名・書類なしにオンラインで口座開設可能（シンガポール人・シンガポール永住者限定）

必要事項：事業登録番号、DBS銀行個人口座のインターネットバンキングサイトへのログイン

必要書類：なし

銀行口座開設に関する規制①

犯罪収益移転防止法

- マナーロンダリング対策やテロ資金供与対策を目的。(FATF(The Financial Action Task Force)勧告の国内実施法)
- 特定事業者(金融機関等)が特定取引を行う際に、取引時確認(以下の4点の確認)を要求。

①本人特定事項

- 法人としての本人特定事項 (名称、本店又は主たる事務所の所在地)
- 口座開設申請者個人としての本人特定事項 (氏名、住所、生年月日)

②取引目的、③事業内容、④実質的支配者

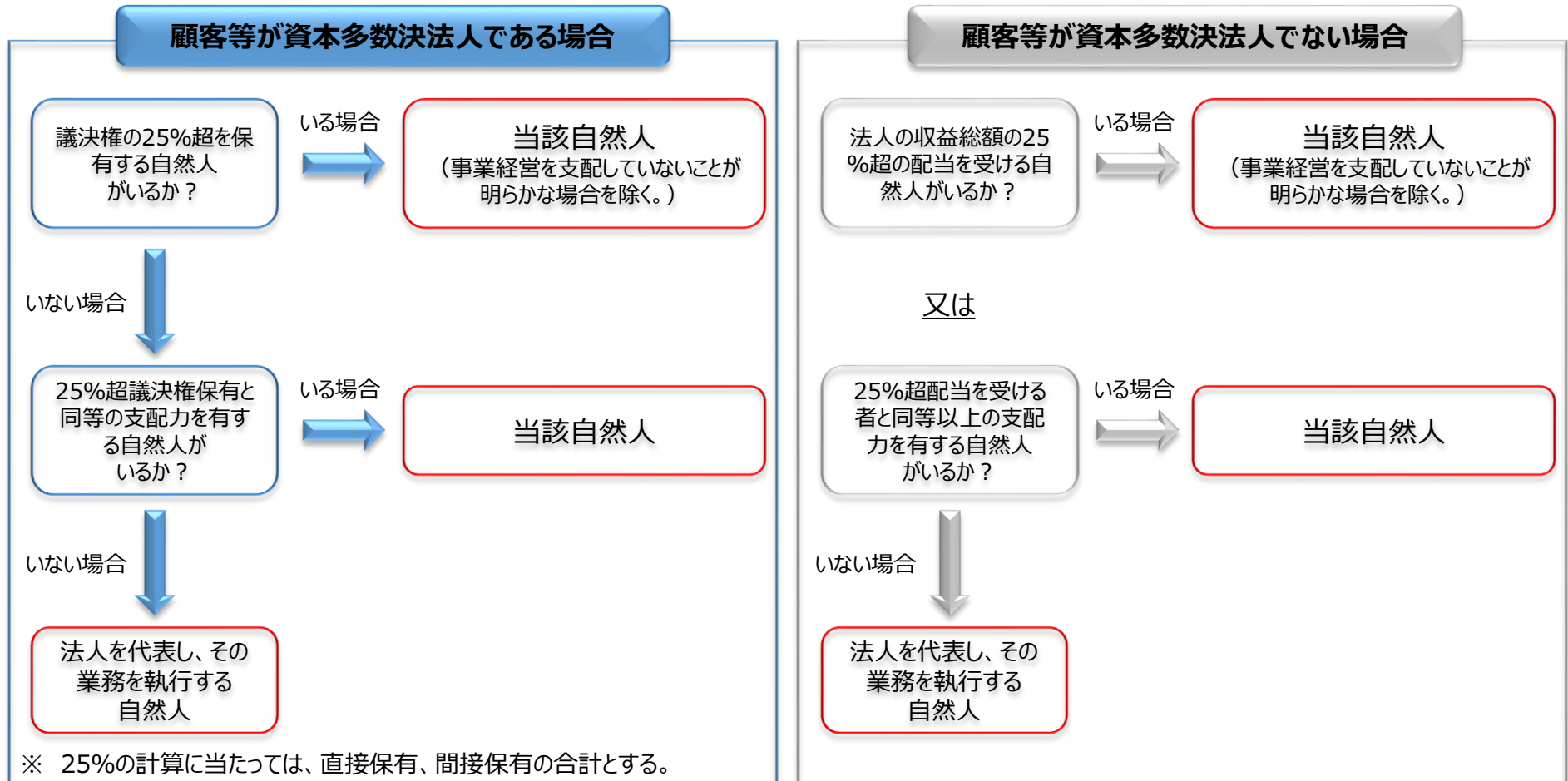
<本人特定事項の確認方法>

	法人	申請者個人
対面	登記事項証明書等の本人確認書類の原本をもって来店	顔写真付きの身分証明書等の本人確認書類の原本をもって来店等
非対面	本人確認書類の原本または写しを特定事業者宛て送付し、特定事業者は当該書類に記載の住所に取引関係文書を転送不要扱いで送付等	本人確認書類の原本または写しを特定事業者宛て送付し、特定事業者は当該書類に記載の住所に取引関係文書を転送不要扱いで送付等
電子	商業登記電子証明書及び電子署名が行われた取引関係書類の情報を送信	公的個人認証制度等に基づき発行された電子証明書及び電子署名が行われた取引関係書類の情報を送信

(参考) 実質的支配者とは

- 法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある者のこと。

取引時に確認する「実質的支配者」の確認方法



銀行口座開設に関する規制②

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律

- 国際的な脱税・租税回避対策を目的。（OECD租税委員会策定の「共通報告基準（CRS：Common Reporting Standard）」の国内実施法）
- 口座開設申込者は、金融機関に対し、名称・所在地・居住地国等の事項を記載した**届出書を提出**しなければならない。

（届出書記載内容）

- 法人の名称、本店又は主たる事務所の所在地、居住地国
 - 法人が特定法人の場合は、その実質的支配者の氏名、住所、生年月日、居住地国
 - 内国法人が特定法人であり、かつその実質的支配者の居住地国が外国である場合は、その法人番号。
- また、金融機関は、届出書に記載の事項が、申込者から**提出又は提示を受けた他の書類の内容と合致しているか確認**しなければならない。



- **届出書の様式**：問わない。また、**犯収法の取引時確認事項の申告と併せて記載を求めることも可。**
- **届出書の提出**：電子媒体の提出でも可。
- **届出書への署名**：サイン、記入・押印、電子署名等
- **「提出又は提示を受けた他の書類」**：電子媒体で可。

※確認書類において、実特法は犯収法の規定に準拠しており、犯収法が改正されれば、実特法においても必要な措置が講じられる。

銀行口座開設に関する規制③

警察庁生活安全局/金融庁からの要請

<警察庁生活安全局（平成24年3月）>

- 平成23年当時、利殖勧誘事犯の犯行利用口座の多くが法人口座であるなど、法人口座が利殖勧誘事犯に悪用されており、対策が急務であったことから、警察庁生活安全局による要請の下、全国銀行協会から会員銀行に対して『警察庁からの利殖勧誘事犯防止を目的とした「法人口座開設時の審査厳格化要請」への対応について』（平成24年3月）が出された。

<金融庁（平成25年9月）>

- 平成24年3月の「法人口座開設時の審査厳格化」要請を受け、各行は金融犯罪防止等を目的として審査の厳格化を行う。
- 一方で、一部の銀行において金融犯罪防止の観点を過度に重視するあまり、顧客の利便性に対する配慮を欠いた対応が散見されるとの声が金融庁に届いたことから、金融庁は関係金融業界団体等に対し、法人口座開設時の審査において、顧客の利便性にも配慮した適切な対応を求めた。（「法人口座開設に係る取引時確認について」（平成25年9月3日））
- 全銀協では会員銀行に対して、同要請内容を周知。（平成25年9月）

銀行口座開設に関する規制④

民間金融機関の自主的取組

- 国際的な金融犯罪対策要請、脱税・租税回避対策要請や当局からの指導を受け、それらを十分に満たすことのできるよう、各行はそれぞれの対応要領に基づき、自主的な取組を実施

<法令上必要とされる以上の取り組み例>

- 法人口座開設時、法令上オンライン化は可能であるが、多くの都市銀行・地方銀行では、2度の来店を依頼。HP上では法人口座開設手続きを案内せず、まず来店を依頼する銀行が多い。
- 法令上、法人の本人確認には登記事項証明書か印鑑証明書のいずれかがあればよいが、いずれも求める。
- 提出資料での確認に加え、法人の事務所を訪問し、事業実態の確認を行う。

オンラインでの法人口座開設の課題

- FATF勧告、CRS等の国際的な要請やその他の金融犯罪対策の趣旨を大前提とし、それをより合理的・効率的に実施できないか。

<課題 1>

- 犯収法/実特法上はオンライン化できるにもかかわらず、法が求める電子証明書（特に商業登記電子証明書）が普及していない。

<課題 2>

- 全銀協通達を通じて、警察庁が各金融機関に審査の厳格化を求めたもの（H24.3）とそれを受けて金融庁が顧客の利便性を求めたもの（H25.9）がともに存在し、各行はその狭間で対応している。必要以上に書類の提出を求めたり、実地調査を行ったりしているのではないか。

<課題 3>


- 実質的支配者（犯収法）、特定法人（実特法）が何を指しているかわかりづらく、顧客に過度なりテラシーを求めている。

見直しの方向性① 犯罪収益移転防止法

法人の本人確認方法（1）

- ・ 対面取引の場合は、誰でも取得できる登記事項証明書^①を法人の本人確認書類としている。
- ・ 一方、電子申請の場合、法人の代表者であることを証明する商業登記電子証明書を求める。

<本人特定事項の確認方法（現行）> ※申請者個人が役員である場合

	法人	申請者個人	法人の代表者であることの確認
対面	登記事項証明書等をもって来店	身分証明書をもって来店	両書類の突合 (役員として登記されていることの確認)
電子	商業登記電子証明書 (使用者は会社の代表者)	マイナンバー制度等に基づく電子証明書	商業登記電子証明書
			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子申請の場合、銀行による法人の本人特定事項の確認方法として、「登記情報提供サービスの閲覧」を認めてはどうか 		
電子	登記情報提供サービスの閲覧	マイナンバー制度等に基づく電子証明書	両者の突合 (役員として登記されていることの確認)

見直しの方向性① 犯罪収益移転防止法

法人の本人確認方法（2）

- 「登記情報提供サービス」の閲覧には費用が発生
- 法義務の履行において事業者負担を求めない方法を考えられないか。

- 平成32度中に運用開始予定の法人の登記情報の行政機関間の情報連携において、犯収法の義務を履行する金融機関を対象に含める枠組みを検討してはどうか



＜本人特定事項の確認方法＞ ※申請者個人が役員である場合

	法人	申請者個人	法人の代表者であることの確認
電子	法人登記情報の入手	マイナンバー制度等に基づく電子証明書	両者の突合 (役員として登記されていることの確認)

金融機関は、法義務の履行の範囲において、必要なときに最新の法人の登記情報を入手可能

見直しの方向性② 全銀協への要請の見直し

- 平成24年3月、法人口座の利殖勧誘事犯への悪用防止のため、警察庁生安局が法人口座開設時の審査厳格化を要請
- 平成25年9月、上記要請を受け、一部の金融機関において顧客の利便性に対する配慮を欠いた対応が散見。金融庁は顧客の利便性にも配慮を求める



- 金融庁と警察庁が協議して、平成25年9月の要請文書が出されたにもかかわらず、今なお平成24年3月の審査厳格化に関する全銀協通達を画一的に運用している金融機関も存在
- 法人口座開設の審査に当たっては、犯収法に規定される一定の場合以外には、顧客の利便性に配慮し、顧客属性等を考慮した上で規定の書類の確認で足りるとするなど適切な対応が必要



- **社会を取り巻く環境変化を踏まえ、真に必要な取り組みを精査し、新たな文書を出し直す必要があるのではないか。**

見直しの方向性③

法令用語の周知

<実質的支配者とは>

- 実質的支配者とは法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある者のことを指す。
- 資本多数決法人である場合は、25%超の議決権を保有する自然人またはそれに類する自然人がいる場合その者が該当

<特定法人（実特法）とは>

- 特定法人とは以下のいずれかに該当しない法人を指す。
 - 上場法人
 - 上場法人と支配関係にある
 - 政府機関等
 - 政府機関等が全額出資している
 - 公共法人、公益法人
 - 報告金融機関等
 - 外国報告金融機関等
 - 純粹持株会社
 - グループ内トレジャリーセンター
 - 直前の事業年度において投資関連所得が50%に満たない



法令の定義に従った説明は、非常に難解である。

- **新規設立法人に関して例示するなど説明に工夫し、分かりやすい周知・広報を行うことが必要ではないか。**